

認可保育施設における利用調整基準（選考基準）の一部見直しについて

1 見直しの理由

平成28年用保育施設利用申込みにあたり、平成27年の申込状況を踏まえ、認可保育施設の利用調整等を検討する中で基準を一部見直すこととしました。

2 改正内容

(1) 基準指数

変更はありません。

(2) 調整指数

ア 条件番号19については、保護者の育児休業期間にとらわれず継続的に加算対象とするため、括弧書き部分を削除する。ただし、条件番号22とは重複適用しないこととしました。

イ 条件番号22については、保護者の育児休業終了月に指数が左右されることを防ぐため、「育児休業終了月」に限定せず適用するよう改めました。併せて出産直後の申込者についても同等に取り扱うため、「産後休業中のもの」も対象に加えることとしました。

ウ 条件番号23については、条件番号22の改正により育児休業取得期間中は継続的に加算対象となることから、条件番号22及び条件番号23を統合することとしました。また、指数については他区の状況等を鑑み、条件番号19と同指数としました。

エ 条件番号24については、やむを得ない事情により就労日数が減ったものが、減算の対象となることを極力避けるため、基準を緩和することとしました。

(3) 優先順位

ア 順位4については、これまで保護者は対象から除外していましたが、保護者の保育の必要性の事由以外の負担を考慮し、対象に保護者を含めることとしました。

イ 順位9については、申込者の実状及び他区の状況を鑑み、「居宅外自営」についても「外勤」と同等に取り扱うことが適切であると判断し、「居宅外労働」として統一することとしました。

ウ 順位14については、基準内容を明確化するため、文言を改めることとしました。

3 子ども・子育て会議への報告

昨年度、子ども・子育て支援新制度が始まるに当たり、利用調整基準（選考基準）を新たに規定した際、子ども・子育て会議に報告したことから、今回の改正においても、同様に報告を行います。

4 見直しを行う利用調整基準（選考基準）の新旧対照表

(1) 基準指数

裏面のとおり

(2) 現行の調整指数、優先順位

別紙1のとおり

(3) 見直し後の調整指数、優先順位

別紙2のとおり

墨田区利用調整基準（選考基準）

（１）基準指数

提出書類を基に「保護者の状況」の「類型」を決め、その内容を以下の表にあてはめて、父母それぞれの指数を合算し、世帯の基準指数とします。

「保護者の状況」が複数の「類型」に該当する場合、その複数の「基準指数」を重複して加算することはできません。

番号	保護者の状況			基準指数	
	類型	細目			
1	就労	居宅外労働	外勤 又は 居宅外 自営	週5日以上 週40時間以上の就労を常態	20
2				週5日以上 週37時間以上の就労を常態	18
3				週5日以上 週35時間以上の就労を常態 または上記番号1、2で比較的勤務時間の自由なもの	16
4				週4日以上 週30時間以上の就労を常態	14
5				週4日以上 週24時間以上の就労を常態	12
6				週3日以上 週18時間以上の就労を常態	10
7				週3日以上 週12時間以上の就労を常態	8
8		居宅内労働	居宅内 自営	週5日以上 週40時間以上の就労を常態	20
9				週5日以上 週37時間以上の就労を常態	18
10				週5日以上 週35時間以上の就労を常態 または上記番号8、9で比較的勤務時間の自由なもの	16
11				週4日以上 週30時間以上の就労を常態	14
12				週4日以上 週24時間以上の就労を常態	12
13				週3日以上 週18時間以上の就労を常態	10
14				週3日以上 週12時間以上の就労を常態	8
15				内職	週3日以上 日中週12時間以上を常態
16	妊娠	妊娠中（下記の「出産」に該当する期間を除く）の者		5	
17	出産	出産予定月を中心に前後2か月の計5か月の期間にある者		12	
18	疾病又は負傷	入院	1か月以上の入院	20	
19		居宅内療養	寝たきり、精神性・感染性疾病	20	
20			常時安静を要する場合、または週3日以上通院・通所	14	
21			上記以外の一般療養中	8	
22	障害	身体障害者手帳1～2級、愛の手帳保持、精神障害者保健福祉手帳保持		20	
23		身体障害者手帳3級		16	
24		身体障害者手帳4級～6級		12	
25	介護又は看護	寝たきりの者・心身障害者等の常時介護・看護・付添い		20	
26		寝たきりの者・心身障害者等の随時介護・看護・付添い または、週3日以上通院・通所・入院の付添い（指数は番号1～7を準用）		8～20	
27		上記以外で介護・看護を必要とする場合		8	
28	災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合		20	
29	求職活動	内定	週5日以上 週40時間以上の就労を常態	12	
30			週5日以上 週35時間以上の就労を常態	10	
31			上記以外の内定	6	
32		未定	就労先未定	4	
33	就学・職業訓練	学校教育法に定める学校、専修学校、各種学校、または職業訓練校に通学 （指数は番号1～7を準用）		8～20	
34		上記に内定している場合（指数は番号29～31を準用）		6～12	
35	虐待・DV	児童虐待防止法第2条又は配偶者暴力防止法第1条の対象者と認められている場合		20	
36	不存在	死亡・離別・行方不明・拘禁等によるもの		20	
37	その他	前各号に掲げるもののほか、保育施設の利用が必要であると認められる場合		4～20	

利用調整基準(選考基準)(案)は、平成26年10月17日に開催した墨田区子ども・子育て会議において承認されたものです(以下、調整指数、優先順位も同じ)。今後、区議会定例会で報告後、区として正式に決定する予定です。

基準指数についての注意事項

休憩時間1時間までは就労時間に算入します。

(2) 調整指数・・・基準指数に加算・減算します。

条件番号	条 件	調整指数
1	保護者が生活保護等を受けており、かつ、就労または就労内定しているとき。	6
2	保護者が生活保護等を受けており、かつ、自立する意欲があると認められるとき。	4
3	保護者が生活保護等を現在は受けていないが、今後受ける可能性が高いと認められるとき。	2
4	ひとり親家庭（離婚、未婚、死亡、拘禁等）に該当し、かつ、申込児童の居所の近隣に当該児童を監護する者がいないとき。	7
5	ひとり親家庭（離婚、未婚、死亡、拘禁等）に該当するとき。	3
6	ひとり親家庭に準ずると認められる場合で、かつ、申込児童の居所の近隣に当該児童を監護する者がいないとき。	5
7	ひとり親家庭に準ずると認められる場合。	2
8	保護者が入院により保育に当たることができないとき（基準指数の細目が入院に該当する者に限る）。	3
9	主たる稼働者が解雇、倒産等の理由により、早急に就労を要するとき（基準指数の類型が求職活動の者に限る）。	6
10	申込児童が、身体障害者手帳もしくは愛の手帳を保持する場合、又はそれと同程度の障害があると認められる場合。	4
11	申込児童が、双生児その他これに類する児童であるとき。	2
12	保育ママ、グループ型保育施設及び小規模保育施設から認可保育園への転所を希望する場合。	1
13	2歳児クラスで保育が終了する保育施設からの卒園及び3歳児クラスで保育が終了する保育施設からの卒園に伴う4月転所申込みの場合。	7
14	条件番号13に該当する場合で、かつ、連携保育園への転所を希望するとき。	1
15	別々の保育施設に在所している兄弟姉妹について、兄弟姉妹が引き続き在所する保育施設への転所を希望するとき。（ただし、当該兄弟姉妹が条件番号13又は18に該当し、転所を希望している場合は、その転所希望先施設についても「引き続き在所する保育施設」とみなす）	7
16	兄弟姉妹が引き続き在所する保育施設への新規入所を希望するとき（転所は除く。）（ただし、当該兄弟姉妹が条件番号13又は18に該当し、転所を希望している場合は、その転所希望先施設についても「引き続き在所する保育施設」とみなす）	3
17	同時に2人以上の児童の保育施設への新規入所を希望するとき（転所は除く）。	1
18	転居等により、保育施設を変更することがやむを得ないと認められるとき。	1
19	申込児童を現在、認可外保育室等に月極契約で月48時間以上預けているとき（ <u>育児休業中の者を除く</u> ）。	2
20	基準指数の類型が就労に該当する保護者が、身体障害者手帳1級から3級まで、愛の手帳1度から3度まで又は精神障害者保健福祉手帳1級から3級までを保持するとき。	1
21	基準指数の類型が就労に該当する保護者が、介護又は看護を行っているため、就労が制限されているとき（介護・看護を行うことにより就労時間が週40時間に到達できない者に限る）。	1
22	保護者が育児休業を取得している場合で、育児休業が終了する月の入所を希望しているとき。	2
23	保護者が育児休業を取得している場合で、育児休業対象児童が満1歳になって最初に迎える4月の入所を希望するとき。	3
24	保護者の勤務実績が正規の勤務日数又は正規の勤務時間の80%以下であると判断される場合（直近3か月のうちひと月でも該当すれば適用する。）	- 2
25	親族その他の者が同居しており、申込児童を保育することが可能な場合。	- 2
26	3か月以上の保育料の滞納がある場合（ただし、すでに当該滞納に対する納付相談を行い、分割納付等を開始している場合を除く。）	- 2
27	墨田区に勤務地のみがあり、管外受託となる世帯（転入予定者は除く）。	- 1
28	児童福祉等の観点から特に調整が必要と認められるとき。	1～5

調整指数についての注意事項

番号4、5の「ひとり親家庭」とは、墨田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第2条に規定する家庭をいう。

例) 父母が離婚、父又は母が死亡、生死不明、拘禁、未婚、規則で定める重度障害、DV防止法による保護命令等

番号13の「2歳児クラスで保育が終了する保育施設」とは、横川さくら保育園、横川さくら保育園分園、保育ママ及び

小規模保育施設をいう。「3歳児クラスで保育が終了する保育施設」とはわらべみどり保育園向島分園をいう。

番号13でいう「卒園」とは、保育施設の利用可能年齢が満了する（4月以降進級できるクラスがない）状態を指す。

番号14の「連携保育園」は平成26年11月1日現在未定です。今後、決定次第ホームページ等でお知らせします。

番号18は、原則として2km以上の転居を理由としたものに適用されます。

番号19は、契約書または保育施設受託証明書の添付が必要です。

番号22、23でいう「育児休業」とは、育児休業法に基づく休業を指します。

番号22と23の両方に該当する場合は、23を適用します。

番号22は「育児休業の終了予定日が属する月」の入所選考に対してのみ適用されます。

番号23は「育児休業の終了予定日」にかかわらず、一律に適用されます。

22、23ともに「保育所に入所出来次第、復職」という場合は適用されません。

例) 児童の生年月日「平成26年11月15日」、育児休業終了予定日27年11月14日の場合、27年11月入所選考時は+2点。

(3) 優先順位

基準指数と調整指数の合計が同一の場合、次の順位により決定します。

順位	項目	備考
1	緊急性が非常に高く、特別な配慮が必要と認められる世帯 (虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要と認められる場合等)	
2	保護者のいずれかの類型が存在である	
3	保護者のいずれかが単身赴任中で、かつ入所希望日以降もその状態が継続する予定である	1
4	同居親族に身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付されている者がいる、または要介護の認定を受けている者がいる場合(保護者及び申込児童を除く)	
5	保護者が保育士もしくは保育教諭として、区内の保育施設に月120時間以上勤務している場合、または区内の学童クラブにおいて児童の育成に従事する者(学童クラブ指導員等)として月120時間以上勤務している場合	保護者の両方が該当する世帯を上位とする
6	前年度の住民税が非課税である世帯	
7	父母の基準指数(調整指数を付する前の指数)の合計が高い世帯	
8	母の基準指数(調整指数を付する前の指数)が高い世帯	父子世帯の場合は父の基準指数
9	保護者の類型が就労である 細目の優先順位は 外勤 居宅外自営 居宅内自営 内職の順とする	保護者は母を先に参照し、その順位が同位の場合は、父の順位を参照する。(父子世帯の場合は父のみ参照する)
10	保護者の類型が以下に該当する 優先順位は 出産 妊娠 疾病・負傷 障害 介護・看護 災害復旧 求職活動 就学・職業訓練 の順とする	
11	新規入所(申込児童が区の保育施設に入所していない)申込みである	
12	養育している子ども(18歳未満)の人数の多い世帯	
13	保育料の滞納が無い世帯	
14	経済的困窮度の高い世帯(保護者の前年度の住民税の合計額が低い世帯)	2
15	墨田区に引き続き居住している期間が長い世帯	保護者のうち期間の長い者で判定

1 単身赴任は上記に該当する旨を勤務先が証明する場合に限り適用する。

2 前年度住民税未申告又は課税額が確認できない場合は最下位とする。

父母以外の者が保護者の場合はそれぞれ読み替えて適用する。

(2) 調整指数・・・基準指数に加算・減算します。

条件番号	条 件	調整指数
1	保護者が生活保護等を受けており、かつ、就労または就労内定しているとき。	6
2	保護者が生活保護等を受けており、かつ、自立する意欲があると認められるとき。	4
3	保護者が生活保護等を現在は受けていないが、今後受ける可能性が高いと認められるとき。	2
4	ひとり親家庭（離婚、未婚、死亡、拘禁等）に該当し、かつ、申込児童の居所の近隣に当該児童を監護する者がいないとき。	7
5	ひとり親家庭（離婚、未婚、死亡、拘禁等）に該当するとき。	3
6	ひとり親家庭に準ずると認められる場合で、かつ、申込児童の居所の近隣に当該児童を監護する者がいないとき。	5
7	ひとり親家庭に準ずると認められる場合。	2
8	保護者が入院により保育に当たることができないとき（基準指数の細目が入院に該当する者に限る）。	3
9	主たる稼働者が解雇、倒産等の理由により、早急に就労を要するとき（基準指数の類型が求職活動の者に限る）。	6
10	申込児童が、身体障害者手帳もしくは愛の手帳を保持する場合、又はそれと同程度の障害があると認められる場合。	4
11	申込児童が、双生児その他これに類する児童であるとき。	2
12	保育ママ、グループ型保育施設及び小規模保育施設から認可保育園への転所を希望する場合。	1
13	2歳児クラスで保育が終了する保育施設からの卒園及び3歳児クラスで保育が終了する保育施設からの卒園に伴う4月転所申込みの場合。	7
14	条件番号13に該当する場合で、かつ、連携保育園への転所を希望するとき。	1
15	別々の保育施設に在所している兄弟姉妹について、兄弟姉妹が引き続き在所する保育施設への転所を希望するとき。（ただし、当該兄弟姉妹が条件番号13又は18に該当し、転所を希望している場合は、その転所希望先施設についても「引き続き在所する保育施設」とみなす）	7
16	兄弟姉妹が引き続き在所する保育施設への新規入所を希望するとき（転所は除く。）（ただし、当該兄弟姉妹が条件番号13又は18に該当し、転所を希望している場合は、その転所希望先施設についても「引き続き在所する保育施設」とみなす）	3
17	同時に2人以上の児童の保育施設への新規入所を希望するとき（転所は除く）。	1
18	転居等により、保育施設を変更することがやむを得ないと認められるとき。	1
19	申込児童を現在、認可外保育室等に月極契約で月48時間以上預けているとき（ 育児休業中の者を除く ）。	2
20	基準指数の類型が就労に該当する保護者が、身体障害者手帳1級から3級まで、愛の手帳1度から3度まで又は精神障害者保健福祉手帳1級から3級までを保持するとき。	1
21	基準指数の類型が就労に該当する保護者が、介護又は看護を行っているため、就労が制限されているとき（介護・看護を行うことにより就労時間が週40時間に到達できない者に限る）。	1
22	保護者が産後休業又は育児休業を取得している場合で、復職を予定しているとき。（条件番号19に該当するものを除く。） 育児休業が終了する月の入所を希望しているとき。	2
23 (削除)	保護者が育児休業を取得している場合で、育児休業対象児童が満1歳になって最初に迎える4月の入所を希望するとき。	3
24 (23)	保護者の勤務実績が正規の勤務日数又は正規の勤務時間の80の50%以下であると判断される場合（直近3か月のうちひと月でも該当すれば適用する。）。	-2
25 (24)	親族その他の者が同居しており、申込児童を保育することが可能な場合。	-2
26 (25)	3か月以上の保育料の滞納がある場合（ただし、すでに当該滞納に対する納付相談を行い、分割納付等を開始している場合を除く。）。	-2
27 (26)	墨田区に勤務地のみがあり、管外受託となる世帯（転入予定者は除く）。	-1
28 (27)	児童福祉等の観点から特に調整が必要と認められるとき。	1～5

調整指数についての注意事項

番号4、5の「ひとり親家庭」とは、墨田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第2条に規定する家庭をいう。

例) 父母が離婚、父又は母が死亡、生死不明、拘禁、未婚、規則で定める重度障害、DV防止法による保護命令等

番号13の「2歳児クラスで保育が終了する保育施設」とは、横川さくら保育園、横川さくら保育園分園、保育ママ及び

小規模保育施設をいう。「3歳児クラスで保育が終了する保育施設」とはわらべみどり保育園向島分園をいう。

番号13でいう「卒園」とは、保育施設の利用可能年齢が満了する（4月以降進級できるクラスがない）状態を指す。

番号14の「連携保育園」は平成26年11月1日現在未定です。今後、決定次第ホームページ等でお知らせします。

番号18は、原則として2km以上の転居を理由としたものに適用されます。

番号19は、契約書または保育施設受託証明書の添付が必要です。

番号22~~23~~でいう「育児休業」とは、育児休業法に基づく休業を指します。

~~番号22と23の両方に該当する場合は、23を適用します。~~

~~番号22は「育児休業の終了予定日が属する月」の入所選考に対してのみ適用されます。~~

~~番号23は「育児休業の終了予定日」にかかわらず、一律に適用されます。~~

~~22、23ともに「保育所に入所出来次第、復職」という場合は適用されません。~~

例) 児童の生年月日「平成26年11月15日」、育児休業終了予定日27年11月14日の場合、27年11月入所選考時は+2点。

(3) 優先順位

基準指数と調整指数の合計が同一の場合、次の順位により決定します。

順位	項目	備考
1	緊急性が非常に高く、特別な配慮が必要と認められる世帯 (虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要と認められる場合等)	
2	保護者のいずれかの類型が存在である	
3	保護者のいずれかが単身赴任中で、かつ入所希望日以降もその状態が継続する予定である	1
4	申込児童と同居する親族が 身体障害者手帳、愛の手帳、 若しくは 精神障害者保健福祉手帳を 保持し 交付されている者がいる、 又または 要介護の認定を受けている者がいる場合(保護者及び申込児童を除く)	
5	保護者が保育士もしくは保育教諭として、区内の保育施設に月120時間以上勤務している場合、または区内の学童クラブにおいて児童の育成に従事する者(学童クラブ指導員等)として月120時間以上勤務している場合	保護者の両方が該当する世帯を上位とする
6	前年度の住民税が非課税である世帯	
7	父母の基準指数(調整指数を付する前の指数)の合計が高い世帯	
8	母の基準指数(調整指数を付する前の指数)が高い世帯	父子世帯の場合は父の基準指数
9	保護者の類型が就労である 細目の優先順位は 居宅外労働 居宅内労働(自営) 居宅内労働(内職) —外勤— 居宅外自営 居宅内自営 内職 の順とする	保護者は母を先に参照し、その順位が同位の場合は、父の順位を参照する。(父子世帯の場合は父のみ参照する)
10	保護者の類型が以下に該当する 優先順位は 出産 妊娠 疾病・負傷 障害 介護・看護 災害復旧 求職活動 就学・職業訓練 の順とする	
11	新規入所(申込児童が区の保育施設に入所していない)申込みである	
12	養育している子ども(18歳未満)の人数の多い世帯	
13	保育料の滞納が無い世帯	
14	経済的困窮度の高い世帯 (保護者の前年度(1月から3月までの間に申込みを行う場合にあっては、当該年度。)の住民税の合計額が低い世帯)	2
15	墨田区に引き続き居住している期間が長い世帯	保護者のうち期間の長い者で判定

- 1 単身赴任は上記に該当する旨を勤務先が証明する場合に限り適用する。
- 2 前年度住民税未申告又は課税額が確認できない場合は最下位とする。
父母以外の者が保護者の場合はそれぞれ読み替えて適用する。